

# 2009くらしのサポーター通信No.36

2009.5・6発行

## ハイライト:

□今月のテーマ:多重債務で悩まないために

□交流コーナー:コラム 寿司は貫～百円寿司店では皿～

## 多重債務で悩まないために

サラ金やクレジットの利用等により発生した債務が返済能力を超え、更には債務返済のために借金して債務が重なることを「多重債務」といいます。原因としては遊興費等のための借金、クレジットカードの商品購入などがある一方で、不況や企業倒産・リストラなどの収入減による生活苦からサラ金を利用しているうちに支払困難になる場合もあり深刻です。

### 1 消費者情報センター多重債務相談の状況について

多重債務に係る相談は、総相談件数に占める割合が平成17年度以降増加しています。

- |         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| ・平成16年度 | 2.4% | ・平成17年度 | 4.2% |
| ・平成18年度 | 5.4% | ・平成19年度 | 6.8% |
| ・平成20年度 | 7.9% |         |      |

相談者には、センターの多重債務相談の取り組みを伝え、面談による相談を促しています。

センターでは、平成19年11月15日から多重債務相談窓口を強化しており、債務状況を詳しく聴取し、債務相談受付カード等に整理して、相談内容に応じたアドバイスを行っています。また、その場で法律専門家に予約を入れ、作成したカード等とともに確実に引き継ぐことで、多重債務を解決に導く取り組みを行っています。

平成20年度の相談では、152件の相談カードを作成し、うち145件を法律専門家につなぎました。

### 2 改正貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法） について

深刻化する多重債務問題に対処するため、2006年12月に成立した改正貸金業法の概要は、次のとおりです。

2010年6月までに、完全実施されることになっています。

- (1) 出資法の上限金利を年29.2%から20%に引き下げ
- (2) みなし弁済規定（グレーゾーン {利息制限法の制限金利を超えるが出資法の制限金利以下金利} が撤廃
- (3) 利息制限法の制限金利を超える利息契約が禁止される
- (4) 借入残高の総額を原則、年収の3分の1に抑える総量規制の導入

### 3 多重債務に陥られないための注意点

#### イ クレジットは借金

クレジットカードは、現金をもっていなくても買い物ができる便利なものですが、クレジット代金は将来の収入から返済しなければならない後払いの借金であることに変わりありません。クレジットカードの多くには、ショッピング機能とキャッシング機能が付いていますので、カードでの買い物に慣れてしまい、返済能力を十分考えないまま利用を増やしていくとともに、キャッシングも利用し、気がついたときには、多重債務の状況に陥っていたということもあります。

このため次のような点に気をつけましょう。

- クレジットカードは管理できる枚数にしましょう。
- 限度額までだからと、キャッシングを安易にしないようにしましょう。
- 金利、手数料、毎回の支払額、支払総額をチェックしましょう。特に、リボルビング払いは、毎月の支払と個々の買い物の分割代金が対応していない等の問題点があり、気がつかないうちに多重債務に陥る危険性がありますので注意が必要です。

#### ロ 高金利の借金はしない

利息制限法の制限金利（年15～20パーセント）でも普通預金金利の100倍近い高金利であることに変わりありません。まして、ヤミ金融（出資法の金利規制に違反する高金利で貸付を行っている金融業者で、中には金利が年1万パーセントを超える業者もいる）は絶対に利用すべきものではありません。

どうしてもお金が必要となった場合は、家族や親族の支援を受けられないかどうか、地方自治体等における低利融資制度を利用できないかなどを検討してみることが大切です。

#### ハ 借金返済のための借金はしない

多重債務者の大半が借金のための借金を繰り返しているために、借金がますます膨らんでいっています。もし、返済に困ったら、すぐに弁護士会、法テラス（日本司法支援センター）、司法書士会、消費者情報センターなどの多重債務相談窓口で相談することが大切です。

#### ニ 保証人には安易にならない

他人の借金の保証人となったことが原因で、破産申立てをする人も少なくありません。借金の保証人となった場合、借主が自殺や夜逃げあるいは自己破産申立てをすると、保証人は、その借主に代わって借金を支払うこととなります。

借金の保証人を頼まれた場合は、安易に保証人を引き受けず、具体的な事情をよく聞いたうえで、弁護士会などの適切な相談窓口で相談することも大切です。

## 4 多重債務の解決方法

### ◆ 任意整理

債務者と貸金業者が話し合いにより、利息制限法等に基づいて、借金の減額や返済方法等の交渉を行います。難しい場合は弁護士や司法書士といった法律専門家に相談しましょう。

なお、消費者金融業者の多くは、現在利息制限法の制限金利を超える金利で貸し付けているので、引き直し計算すると残債務圧縮でき、取引期間が長期に及ぶ場合は過払金の返還請求ができる場合があります。

○メリット 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことができる。

×デメリット 当事者間の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。

### ◆ 特定調停

債務者が簡易裁判所に申し立てをし、調停委員が間に入って話し合いをします。利息制限法に基づいて、返済計画等を作成して合意を成立させます。

○メリット 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。

法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い。

×デメリット 当事者間の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。返済計画に強制力があるため、返済が滞ると給与等を差し押さえるられる。

### ◆ 個人再生手続

一定期間内に債務の一部を返済する計画を立て、地方裁判所に認可されたうえで返済が完了すれば残りの債務は免除されます。

○メリット 話し合いに応じない貸金業者がいる場合でも一定の条件が整えば返済計画が認可される。住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理できる

×デメリット 利用できる者に制限がある。手続きが相対的に複雑なため、法律専門家の援助を受ける必要性が高い。官報に氏名、住所が記載される。

◆ 自己破産

返済の見通しが全くつかない債務者に、生活再建と再出発の機会を与える最後の手段です。地方裁判所に自己破産申し立てをして裁判所の審理によって破産宣告を受けます。それを受け免責の申し立てをして決定をうければ、債務を免除されます。

○メリット 免責が許可されれば、早期に借金から開放される。破産決定後の収入は自由に使える。

×デメリット 一定の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。借金の原因によっては免責されない場合がある。官報に氏名、住所が記載される。免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある。また、自己破産すると5～7年間は銀行等からの借金やクレジットの発行が受けられなくなる。

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、サポーター通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

## 交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

## くらしのコラム

### 寿司は貫～百円寿司店では皿～

寿司は一般には二切れがセットである。江戸時代の寿司は大きくて穴あき銭の一貫分の大きさがあり、食うには大きすぎたらしい。

このことから握り寿司を買で数えるようになるが、切った二つ分を一組として一貫と呼ぶ。また、切り分けた後の二つ分を1組として2貫と呼ぶ。店での注文は一見の素人には難しい。

最近の新聞では不況といわれるが、外食産業の百円寿司が頑張っている。安くて、庶民的なことが受けているのだろう。百円寿司では、一皿というように呼ばれるようになり、やがて貫の呼び名は死語になりそうだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

## くらしのサポーター担当者より

5月27日「消費者問題国民会議2009徳島大会」を開催しましたところ、サポーターの皆様におか

れましては、ご多忙にもかかわらず、多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。ございまし

た。おかげさまで、充実した大会となりました。国におきましては消費者庁の設置が決まるなど、生産

者主体から消費者主体への時代の転換期が訪れたことを実感し、身がひきしまる思いです。消費者

ネットの担い手であるサポーターの重要度も一層増しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願

いたします。